

議第 8 1 号

高山市総合計画条例について

高山市総合計画条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

総合計画の位置付け等を定めるために制定しようとする。

高山市総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針を示すものをいう。
- (2) 基本計画 まちづくりの基本理念や都市像を明らかにし、その実現のために必要な施策の体系及び方向性を示すものをいう。
- (3) 実施計画 基本計画に示された施策の方向性に基づく事業を定め、事業規模などを示すものをいう。
- (4) 財政計画 実施計画と予算の整合性を保ち、健全な財政運営を確保するため、中長期的な財政収支見通しを示すものをいう。

(策定)

第3条 市長は、総合計画を策定し、これに即して市政を運営しなければならない。

(構成)

第4条 総合計画は、基本計画、実施計画及び財政計画で構成する。

(位置付け)

第5条 総合計画は、本市の最上位の計画と位置付ける。

- 2 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するにあたっては、総合計画との整合を図るものとする。

(計画期間)

第6条 基本計画の計画期間は、10年とし、5年で見直しを行うものとする。ただし、情勢に大きな変化があった場合には、見直しを行うことができる。

- 2 実施計画及び財政計画の計画期間は、前期計画5年、後期計画5年とし、毎年見直しを行うものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第7条 市長は、基本計画を策定し、又は変更するにあたっては、あらかじめ、高山市総合計画審議会設置条例（昭和42年高山市条例第35号）第1条に規定する高山市総合計画審議会に諮問するものとする。

(公表)

第8条 市長は、総合計画を策定し、又は変更した場合は、速やかにこれを公表するものとする。

る。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例及び次条の規定による改正後の高山市議会の議決すべき事件を定める条例（平成22年高山市条例第28号）第2条の規定は、施行日以後に策定する総合計画について適用する。

(高山市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正)

第2条 高山市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(議決すべき事件)</p> <p>第2条 議会の議決すべき事件は、高山市総合計画における<u>基本構想及び基本計画</u>の策定、変更又は廃止とする。</p>	<p>(議決すべき事件)</p> <p>第2条 議会の議決すべき事件は、高山市総合計画における基本計画の策定、変更又は廃止とする。</p>